

令和 3 年度共創型サービス IT 連携支援補助金

本事業における令和 4 年度予算案の閣議決定に係るお知らせ

令和 3 年 12 月 28 日

令和 3 年 12 月 24 日付けで、共創型サービス IT 連携支援事業の令和 4 年度における予算案が閣議決定致しました。国会における予算成立を前提に、令和 4 年度においても IT ツールの連携による中小サービス事業者等の生産性向上を支援致します。

なお、令和 4 年度においては令和 3 年度より、主に以下の点で変更を加えることを予定しておりますが、詳細に関しては令和 4 年度以降に公表される公募資料等にてご確認ください。

【主な変更点】

1. 補助対象経費（人件費）
（令和 3 年度）IT ベンダの人件費を対象
（令和 4 年度）中小ユーザ企業及び IT ベンダの人件費を対象。ただし、中小ユーザ企業の人件費は、委託費総額の 1/3 までを補助対象とする
2. コンソーシアムの組成要件
（令和 3 年度）中小ユーザ企業 1 者かつ IT ベンダ 1 者以上
（令和 4 年度）中小ユーザ企業 2 者かつ IT ベンダ 2 者以上
3. IT ツールの導入費用
（令和 3 年度）特段の要件なし
（令和 4 年度）補助金総額に対し、50%までを補助対象とする
4. 本事業の予算規模
（令和 3 年度）5.0 億円
（令和 4 年度）2.5 億円（予算案）

<参考> 令和 4 年度経済産業省予算案の PR 資料

[shosa_05.pdf \(meti.go.jp\)](#)

以上